

申込みについて

申込みから登記手続まで



申込受付

1. 随時分譲受付(先着順により希望地が選択できます。)

時間: 平日 午前9時から午後5時15分まで。TEL 098-992-4922

場所: 糸満市土地開発公社 総務課(糸満市役所内4階)

申込者の資格

- 糸満市に居住している者で、住宅地を必要とする者。
- 糸満市以外の市町村に居住して住宅地を必要とする者。

※次の場合は申込みできません。

(1) 未成年者(2) 営利目的の購入者

申込みに必要な書類等

- 所定の住宅用地分譲申込書
- 申込者の住民票抄本(申込時、14日以内に発行のもの)

※上記の書類等の提出に不備がある場合は受付できないことがあります。

申込みについての注意

- 申込みは随時受付けております。
- 分譲地は現状お引き渡しになります。
必ず現地をご確認のうえ申込みください。
- 郵送による申込みは受付けません。ただし遠隔地の申込みに限り郵送受付します。
なお、申込みは原則として本人又は家族の方に限ります。
- 申込みは所定の申込書に所要事項を明瞭に記入し、押印のうえ申込みください。
- 申込書その他提出書類の記入内容に虚偽の記載事実があったときは、申込みの受け付け及び譲渡の決定を取り消すことがあります。
- この分譲地は、都市計画法による用途指定がされており下記の通り制限されます。

用途	建ぺい率	容積率
第一種低層住居専用地域	50%	100%
第二種低層住居専用地域	50%	100%
第一種中高層住居専用地域	60%	150%

7. この分譲地は、条例により地区計画の規制を受けます。(詳細は別冊「潮崎町地区 地区計画」参照)

規制事項	条 例 化	申し合わせ事項
	① 建築してはならない建築物 ② 建築物の敷地面積の最低限度 ③ 建築物等の高さの最高限度 ④ 建築物の外壁の面の位置の制限 ⑤ 建築物の形態又は意匠の制限 ⑥ 垣又は、さくの構造の制限	① 赤瓦屋根の推奨 ② 敷地の地盤高さの制限 ③ 新エネルギーの推奨 ④ 駐車場の附置

8. 提出された書類等は、一切お返しいたしません。

手続きについて

土地売買契約

- 契約は、糸満市土地開発公社が定める契約書により締結していただきます。
- 契約の場所は、糸満市土地開発公社です。
- 契約の費用は譲受人の負担となります。
- 契約のとき持参すべきもの
 - (1) 登録印(2) 印鑑証明書1通(契約締結日前14日以内発行のもの)
 - (3) 申込受付後に現住所を変更した場合、住民票抄本
 - (4) 収入印紙(右記参照)

印紙税額一覧表(平成29年8月現在)

契約金額	印紙税額
1万円以上 50万円以下	200円
50万円を超え 100万円以下	500円
100万円を超え 500万円以下	1千円
500万円を超え 1千万円以下	5千円
1千万円を超え 5千万円以下	1万円

土地売買代金の納入方法

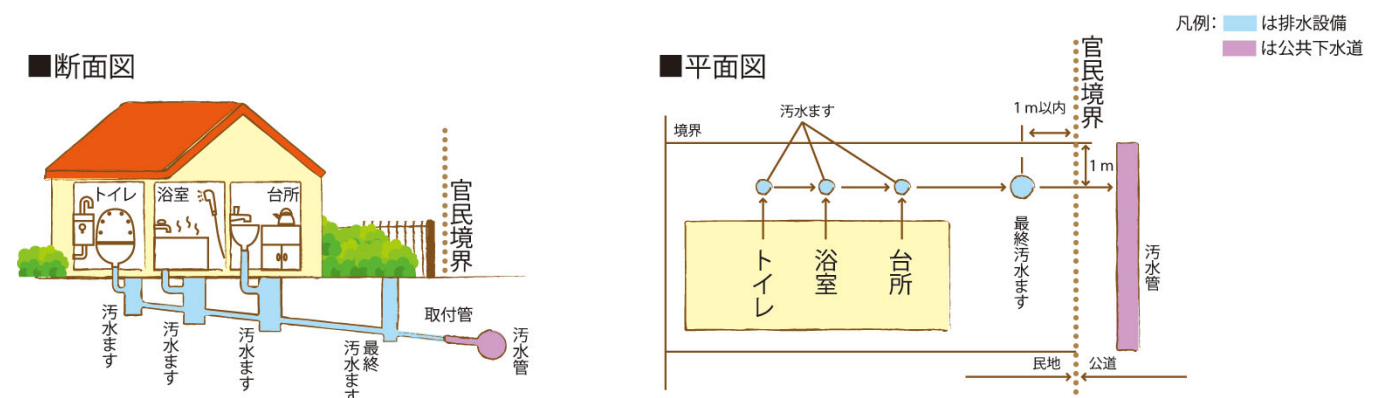
- 土地売買代金
土地売買代金は契約締結前に、一括して納めていただきます。
- 納入方法
上記の土地売買代金は、納入通知書に記載された公社の指定する金融機関に納入してください。

所有権移転に関する登記等

- 所有権移転登記は、譲受人の名義とし、土地売買代金の完納後に行います。
- 所有権移転登記については、司法書士に行わせるものとし、その登記に要する費用は譲受人の負担となります。

公共下水道への接続について

潮崎町での公共下水道の接続については、皆様個人が公共下水道取付管に排水設備の設置をしなければなりません。従来だと、官民境界線に公共ますを設置して排水設備を接続してもらっていましたが、潮崎町に関しては街づくりの観点から公共ますをなくして、取付管だけを設置して、それに宅内ますが接続できるようにしました。ただ、この宅内ますも境界側だけは径を200mmにして管理がしやすいように、決めましたので、皆様のご協力をお願い致します。



下水道に関することは

糸満市役所水道部 工務課 下水道係

TEL.(098)-840-8145

分譲位置図(平成29年8月現在)



- 電柱
- 電力小柱
- 電柱支線
- ➡ 道路一方通行

潮崎町分譲地区の用途地域

用途	建ぺい率	容積率
第一種低層住居専用地域	50%	100%
第二種低層住居専用地域	50%	100%
第一種中高層住居専用地域	60%	150%

用途
緑道(車両乗り入れ不可)

ご確認事項

- ※一方通行については、図面に示された通りです。
- ※電柱及び電柱支線については、移動できません。必ず現地の確認をしてください。
- ※電柱小柱については、住宅建築にあわせて建柱する予定です。
- ※外周幹線道路、コミュニティ道路、主要サービス道路から宅地内への車の乗り入れは、できません。